

# 近畿アルミニウム表面処理研究会会則

## 第1章 総 則

第1条 本会は、近畿アルミニウム表面処理研究会（Aluminum Finishing Society of Kinki, 略称 AFSK）という。

第2条 本会は、次の場所に置く。

〒577-8502 大阪府東大阪市小若江3丁目4番1号  
近畿大学理工学部応用化学科  
無機材料化学研究室内

TEL : (06) 6730-5880 内線 5238 (ダイヤルイン方式) あるいは 06-4307-3459

FAX : (06) 6727-2024

E-mail : [m-iwa@apch.kindai.ac.jp](mailto:m-iwa@apch.kindai.ac.jp) (岩崎)

## 第2章 目的および事業

第3条 本会は、アルミニウムの表面処理および関連技術に関するの会員相互の意見・情報交換並びに技術の開発向上を目的とする。

第4条 本会は、前条の目的のために次の事業を行う。

1. 講演会、学術・技術講演発表大会、講習会、見学会等の開催
2. 会誌、講演要旨集その他刊行物の発行
3. 関連諸団体との連絡および提携
4. 技術相談
5. 資料調査
6. その他前条の目的を達成する為に必要な事業

## 第3章 会員および会費

第5条 本会は、主として近畿地区のアルミニウム関連業界の法人および個人を会員とする。また、会員の種類は次の通りとする。

1. 維持会員（会社および団体）
2. 個人会員

第6条 会員は、定められた年会費を納入しなければならない。但し、前納することをたてまえとする。

第7条 会員は、本会が行うあらゆる事業に対し、優先的に受益するものとする。

## 第4章 役 員

第8条 本会は、次の役員および委員を置く。

1. 顧問（若干名）
2. 会長（1名）、副会長（2名）
3. 企画運営委員（若干名）

但し、必要に応じて、臨時に専門委員会委員（若干名）を置くことができる。

第9条 会長、副会長および企画運営委員は、企画運営委員会会議において会員の中より互選により選出し、総会に諮って承認を得る。副会長および企画運営委員は、会長が委嘱する。

第10条 副会長の1名は企画運営委員会委員長を、他の1名は副委員長を兼務する。

第11条 会長に不都合が生じた場合は、副会長がこれを代行する。

第12条 専門委員会委員は、企画運営委員の中より互選により選出することを原則とするが、内容に応じて企画運営委員会会議に諮って企画運営委員以外の会員より選出することもできる。

第13条 専門委員会委員長は、企画運営委員の中より選出し、必要があれば委員長が副委員長を指名する。

第14条 会長は、企画運営委員会会議に諮って、専門委員会委員長および委員を委嘱する。

第15条 役員および委員の任期は2年とし、再選を妨げない。但し、専門委員会委員長および委員は任務終了を以って任期終了とする。

第16条 本会は、顧問を置くことができる。会長は、企画運営委員会会議の議を経て顧問を委嘱する。

## 第5章 会 議

第17条 本会の会議は、企画運営委員会会議および専門委員会会議とする。

第18条 企画運営委員会会議は、会長、副会長および企画運営委員をもって構成し、毎年1月、6月および12月に定例企画運営委員会会議を開催する。またこれら以外に、必要に応じて臨時に開催することができ、委員長がこれらを召集する。

第19条 企画運営委員会会議の議長は企画運営委員会委員長とし、会議当日になって委員長に不都合が生じた場合は、副委員長を議長とする。また、副委員長に不都合が生じた場合は、出席者の中から議長を選出する。

第20条 専門委員会が結成された場合、会議の議長は専門委員会委員長とする。また、議長は、企画運営委員会会議において、専門委員会会議で審議した内容および結論を報告しなければならない。

第21条 企画運営委員会会議、専門委員会会議の議事は、第8章・第25条を除き、出席者の過半数を

もって決する。

## 第6章 総 会

第22条 総会は毎年2月末までに開催し、会長が議長を務める。企画運営委員会議において審議、可決された前年度の事業報告および会計収支報告、新年度の事業計画案および収支予算案について報告する。特に重要な案件がある場合は、総会に諮り、承認または決議する。賛否の表決は、出席者の過半数をもって決する。

## 第7章 会 計

第23条 本会の決算は、毎会計年度終了後決算書を作成して第1回企画運営委員会議で報告し、承認を受けた後、総会で報告して承認されなければならない。

第24条 本会の会計年度は、毎年1月1日より始まり、12月31日までとする

## 第8章 会則の改廃

第25条 この会則は、総会において3分の2以上の議決を経て、改訂および廃止することができる。

## 第9章 補 足

第26条 この会則を施行するために必要な細則は、企画運営委員会議の議決を経て定めることができる。

### 付則

この会則は 平成17年3月15日より発効する。

改定 平成21年12月20日

改定 令和3年2月8日

改定 令和5年2月20日